平成２７年（フ）第１１５号
神奈川県海老名市中野２丁目26番45―103号
債務者　鈴木　春菜（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２２号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目40番地６　綿貫アパート102
債務者　佐藤　勇仁
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１号
東京都青梅市大門１丁目376番地市営大門第６住宅331号
債務者　木下　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目74番25号、前住所静岡県浜松市中区中沢町30番６号　ビアンカ中澤206
債務者　星野　　諒
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市東大久保町１番14号、前住所長崎県佐世保市松川町18番43号
債務者　橋本　直樹
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
長崎県佐世保市吉井町直谷1007番地233、前住所神奈川県横須賀市湘南鷹取３丁目11番25号
債務者　長谷川悦子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第３号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1827番地３、前住所長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地３
債務者　城戸　秋則
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４号
長崎県佐世保市柚木元町2554番地１　シャルムメゾン柚木205号、前住所佐賀県伊万里市立花町942番地12
債務者　坂口　公寿
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
長崎県佐世保市原分町1233番地１、前住所長崎県佐世保市桜木町726番地
債務者　松永　房枝（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
長崎県佐世保市針尾中町1635番地、前住所長崎県佐世保市広田１丁目39番11号
債務者　寺坂　好孝
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
静岡市葵区瀬名１丁目４番Ａ―21号、前住所静岡市葵区瀬名１丁目４番Ｃ―53号
債務者　杉山　　譲
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５８４２号
東京都多摩市連光寺１丁目１－１、開始決定時の住所東京都狛江市西野川１丁目25―55―103
破産者　湊谷　豊彦
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４７４号
東京都府中市住吉町４丁目54番地の11
破産者　柘煌業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０９３号
東京都新宿区中落合４丁目27―15
破産者　倉橋　弘易
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８９４号
神奈川県横浜市鶴見区生麦１丁目６番10―503号
破産者　櫻井　正彦
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８７７号
千葉県千葉市稲毛区山王町405番地13号
破産者　有限会社東関東流通サービス
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部